# 省　令

**○総務省令第四十七号**

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月七日

総務大臣　新藤　義孝

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令

住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第六条第一項第二号中ヲをワとし、へからルまでをトからヲまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　建物内総住宅数

第六条第一項第四号中「別世帯の」を削り、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による転居に関する事項

第十三条第二項中「同項第二号イからホまで及びチ」を「同項第二号イからへまで及びリ」に改め、同条第三項中「同項第二号イからホまで、チ及びヲ」を「同項第二号イからへまで、リ及びワ」に改め、同条第四項中「翌月十五日」を「翌月二十四日」に改める。

第十五条第一項中「同項第二号イ、ロ、ト及びチ」を「同項第二号イ、ロ、チ及びリ」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○政治資金適正化委員会告示第二十六号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年五月七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 氏　名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|---|---|---|---|
| 一四一五 | 砂山　欣司 | 二五、一、九 | 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号 |
| 二八一八 | 古川　碩哉 | 二五、三、三一 | 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号 |
| 二二二 | 宮城　孝幸 | 二五、四、九 | 本人からの申請 |
| 四八二 | 中川　惠則 | 二五、四、九 | 本人からの申請 |
| 五八七 | 長谷　友春 | 二五、四、九 | 本人からの申請 |

# 告　示

**○総務省告示第二百九号**

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第一条の四第八項（同令第五十一条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第一条の四第八項（同令第五十一条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する登録講習機関として登録した財団法人日本防火協会から法人の名称の変更の届出があったので、同令第一条の四第二十二項第二号（同令第五十一条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十五年五月七日

総務大臣　新藤　義孝

一　変更後の法人の名称

一般財団法人日本防火・防災協会

二　変更の日

平成二十五年四月一日

**○政治資金適正化委員会告示第二十五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年五月七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏　名 |
|---|---|---|
| 四四〇三 | 二五、四、一二 | 大久保洋一郎 |
| 四四〇四 | 二五、四、一二 | 黒須　克仁 |
| 四四〇五 | 二五、四、一二 | 櫻井　淳一 |
| 四四〇六 | 二五、四、一二 | 古川慎一郎 |
| 四四〇七 | 二五、四、一二 | 竹花　直子 |
| 四四〇八 | 二五、四、一二 | 齊藤希一郎 |
| 四四〇九 | 二五、四、一二 | 出口　昌明 |
| 六二一 | 大谷　和彦 | 二五、四、九 | 本人からの申請 |
| 一〇一四 | 櫻井　義夫 | 二五、四、九 | 本人からの申請 |
| 一六九二 | 浅野　直人 | 二五、四、九 | 本人からの申請 |
| 二八九九 | 覺本　雅夫 | 二五、四、九 | 本人からの申請 |

**○外務省告示第百六十九号**

平成二十五年四月十七日にバクーで、第二次土地改良・灌漑機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアゼルバイジャン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次土地改良・灌漑機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億七千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年九月三十日まで

4　署名者

日　本　側　渡邉修介在アゼルバイジャン大使

アゼルバイジャン側　アビド・シャリホフ副首相

平成二十五年五月七日

外務大臣　岸田　文雄

**○財務省告示第百四十三号**

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）第六条第四項の規定に基づき、外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第三項に規定する届出者名簿の閲覧の場所を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年五月七日より適用する。

平成二十五年五月七日

財務大臣　麻生　太郎

第三号イ中「北海道釧路市大川町二番二十六号」を「北海道釧路市幸町九丁目二番地」に改める。

**○農林水産省告示第千四百九十四号**

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月七日

農林水産大臣　林　芳正

表四一関の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一関三陸 | 岩手県大船渡市、一関市、陸前高田市、西磐井郡及び気仙郡 |

表五児湯の項を削る。

表十一ようていの項中「、留寿都村」を削る。

表十二長生の項中「及び」を「並びに」に改め、「長生郡」の下に「一宮町、睦沢町、長生村、白子町及び長柄町」を加え、同表大洲の項中「愛媛県大洲市」の下に「のうち旧大洲市の区域」を加え、同表宮崎の項中「及び東諸県郡国富町」を削る。

表十五島原雲仙の項中「長崎県島原市」の下に「、雲仙市及び南島原市」を加える。

表十七旭の項を削り、同表島原雲仙の項中「長崎県島原市」の下に「、雲仙市及び南島原市」を加える。

表二十七日塩の項中「及び塩谷郡塩谷町」を「、塩谷郡塩谷町及び那須郡那須町」に改め、同表入間の項中「埼玉県川越市」の下に「、所沢市」を加え、「のうち旧上福岡市の区域」を削り、同表東宇和の項を削る。

表三十西遠の項中「及び湖西市（旧新居町の区域を除く。）」を削る。